

# かわら版

**速報2** 無期雇用転換の推進を！

改正労働契約法施行5年目にあたって 2017 - 3号

(2017/3/10)

東京大学教職員組合発行  
TEL/ Fax: 03-5841-7971(ext.27971)  
<http://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら [syokikyoku@tousyoku.org](mailto:syokikyoku@tousyoku.org) まで

## (特定・短時間)有期雇用教職員のみなさまへ

無期雇用を回避する目的で、意図的に契約期間が短く設定されていないか、ご確認ください！

契約期間についておかしいと感じたら、東京大学教職員組合（東職）にご相談下さい！

たとえば「公募通りの契約期間にすると無期雇用になってしまうから、更新可能回数を×回に減らしました」などと言われたことがありますか？

これはまさしく「無期転換を避けるための意図的な雇い止め」になります！

労働契約法の改正により、2013年度から継続して5年以上東京大学に雇用されている有期雇用教職員は、2018年4月1日に無期転換への申込権が発生します。無期転換されると「期限の定めのない無期雇用」となります。この無期雇用を回避するために、意図的に契約期間を短くして2017年3月末までに契約終了となるようにされていた場合は、悪質な雇い止めであり、是正されなければなりません！

**遠慮なく組合にご相談ください**

東京大学教職員組合（本郷キャンパス） email: [syokikyoku](mailto:syokikyoku@tousyoku.org) あつと [tousyoku.org](http://tousyoku.org) （内線 27971 月～金）

教養学部教職員組合（駒場キャンパス） email: [komaba\\_union](mailto:komaba_union@yahoo.co.jp) あつと [yahoo.co.jp](http://yahoo.co.jp) （内線 46181 木のみ）

東職では「無期転換を避けるための意図的な雇  
い止め」事例がどの程度あるかの情報を集めて  
います。

本人だけでなく、もし周りにそのような方がい  
らしたら、ぜひ東職にお知らせ下さい！

(TEL でも Mail でも OK です。個人情報はお守りします)

東職は、団体交渉を通じて東京大学に是正を求  
めることができます。事例が多いほど、発言力  
を増すことができます。ぜひご協力ください！

労働契約法改正の趣旨は「雇用を安定化し、労働者が安心して働き続けることが可  
能な社会の実現」にあります。文部科学省も昨年 12 月に「無期転換を避けるため  
に雇い止めをすることは労働契約法の趣旨に反する」と国立大学に通達しています。  
契約期間が意図的に短くされたりしていないか、まずはご自分の労働条件通知書を  
ご確認ください。

(注意) ただし、特任教員・特任研究員・学術支援職員などの、研究開発等の業務  
に従事する職種に対しては、無期転換申込権の発生が 5 年ではなく 10 年超と定め  
られているので注意が必要です。この点についてもご不明な点があれば東職にご相  
談ください。

### 【かわら版速報 (2017/1/25 版) の訂正】

(1 面) 下から 4 行目「しかし職名が変わればクーリング期間は必要なく」は正確な表現ではありませんで  
した。6 ヶ月のクーリング期間を置かずに採用が可能なケースは、特任専門員・特任専門職員の再採用や、  
以下のアからエまでの身分間での雇用限度期間終了→採用です。

ア. 特定有期雇用教職員、イ. 短時間有期雇用教職員、ウ. 特定短時間有期雇用教職員のうち特任専門  
員・特任専門職員 (他の職名については調査中)、エ. 臨時的任用職員 (育休代替など)

お詫びして訂正いたします。

**何かおかしいと感じたらすぐ組合へ！**

**組合活動は、憲法で保障された当たり前の権利です**

東職は、本郷キャンパス第 2 食堂 3 階にあります。

お気軽にどうぞ → 東職書記局 (平日 10:00-18:00)

e-mail : syokikyoku あつと tousyoku.org

TEL+ FAX:03-5841-7971(ext.27971) <http://www.tousyoku.org>

